

富田林市立じないまち交流館条例施行規則

富田林市立じないまち交流館条例施行規則（平成 17 年富田林市教育委員会規則第 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、富田林市立じないまち交流館条例（平成 17 年富田林市条例第 39 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第 2 条 富田林市立じないまち交流館（以下「交流館」という。）の開館時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、富田林市教育委員会（以下「委員会」という。）又は条例第 3 条の規定により指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるとき（指定管理者にあっては、委員会の承認を受けた場合に限る。）は、前項の開館時間を変更することができる。

（休館日）

第 3 条 交流館の休館日は、次のとおりとする。

（1） 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日であるときは、その翌日

（2） 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、委員会又は指定管理者が必要と認めるとき（指定管理者にあっては、委員会の承認を受けた場合に限る。）は、臨時に休館し、又は開館することができる。

（利用許可の申請）

第 4 条 条例第 7 条第 1 項に規定する施設利用の許可を受けようとする者は、富田林市立じないまち交流館利用許可申請書（様式第 1 号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の前 3 月に当たる日の属する月の初日（展示スペースにあっては、前 6 月に当たる日の属する月の初日）から受付を開始するものとする。

（利用の許可）

第 5 条 指定管理者は、前条の申請を受理したときは、これを審査し、利用を許可する場合は、富田林市立じないまち交流館利用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用する際に、その利用許可書を指定管理者に提示しなければならない。

（利用許可の変更等）

第6条 利用者は、利用許可の変更又は取消しをしようとするときは、富田林市立じないまち交流館利用変更・取消許可申請書（様式第3号）に前条第1項の富田林市立じないまち交流館利用許可書（様式第2号）を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、利用の変更又は取消しを許可する場合は、富田林市立じないまち交流館利用変更・取消許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

（備品の貸出し）

第7条 交流館の備品を交流館以外で使用しようとする者は、富田林市立じないまち交流館備品貸出許可申請書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、備品貸出しを許可する場合は、富田林市立じないまち交流館備品貸出許可書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

（利用料金の還付基準）

第8条 条例第9条第5項ただし書に規定する利用料金の還付の基準は、次のとおりとする。

（1） 利用料金を納付した者の責めによらない理由によって利用することができない場合 利用料金の全額

（2） 利用料金を納付した者が利用日前7日までに、利用の変更又は取消しを申し出て、委員会が相当の理由があると認めた場合

ア 変更の場合 利用料金の過納額の5割

イ 取消しの場合 利用料金の5割

2 利用料金の還付を受けようとする者は、富田林市立じないまち交流館利用料金還付請求書（様式第7号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の免除）

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条の規定に基づき、利用料金を免除することができる。

（1） 本市が主催する事業等で利用するとき。

（2） 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が学校行事として利用するとき。

（3） 富田林寺内町の町並み保全又は地域活性化に関わるものとして委員会が認める団体等が、その公共的活動に利用するとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が適当と認めるとき。

2 前項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、富田林市立じないまち交流館利用料金免除申請書（様式第8号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、免除を許可する場合は、富田林市立じないまち交流館利用料金免除許可書（様式第9号）を交付するものとする。

（利用者等の遵守事項）

第10条 入館者及び利用者（以下「利用者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物、設備等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気の使用又は飲食をしないこと。
- (3) 喫煙をしないこと。
- (4) 指定管理者の許可なくはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 指定管理者の許可なく物品の販売又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (7) 暴力行為等他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (8) 利用場所の整理整頓及び清掃をすること。
- (9) 利用終了後は、直ちに指定管理者に届け出て点検を受けること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

（特別設備等の設置）

第11条 条例第7条第3項の規定により、施設の利用者が特別の設備等を設けようとするときは、その内容を記載した仕様書を第4条の富田林市立じないまち交流館利用許可申請書（様式第1号）に添付し、指定管理者の許可を受けなければならない。

（汚損等の届出）

第12条 利用者等は、施設、設備等を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出なければならない。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

富田林市立じないまち交流館利用許可申請書

指定管理者 様

住所

氏名（団体の場合は名称及び代表者名）

印

電話番号

下記のとおり、富田林市立じないまち交流館の施設の利用を申請します。

利用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで			
利用施設	<input type="checkbox"/> 展示スペース <input type="checkbox"/> 小会議室 <input type="checkbox"/> 和室1 <input type="checkbox"/> 和室2			
当日の責任者	電話番号			
利用目的	利用人数			
	人			
利用備品				
利用施設	単価（円）	利用時間数		金額（円）
	1時間 全日	時間数	日数	
展示スペース				
小会議室				
和室1				
和室2				
免除額 △				
合計額				
備考				

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

富田林市立じないまち交流館利用許可書

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のありました利用許可申請について、下記のとおり利用を許可します。

利用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで				
利用施設	<input type="checkbox"/> 展示スペース <input type="checkbox"/> 小会議室 <input type="checkbox"/> 和室1 <input type="checkbox"/> 和室2				
当日の責任者	電話番号				
利用目的				利用人数	
				人	
利用備品					
利用施設	単価 (円)		利用時間数		金額 (円)
	1時間	全日	時間数	日数	
展示スペース					
小会議室					
和室1					
和室2					
免除額 △					
合計額					
備考				上記の金額を領収しました。 指定管理者 印	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

富田林市立じないまち交流館利用変更・取消許可申請書

指定管理者 様

住所

氏名（団体の場合は名称及び代表者名）

印

電話番号

下記のとおり、施設の利用を（変更・取消し）したいので、許可されるよう申請します。

許可日	年 月 日	許可番号	
(変更・取消) 理 由			

※変更の方は、下記へ変更内容のみご記入ください。

項 目	変更前	変更後
備 考		

※利用許可書（様式第2号）を添付のこと。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

富田林市立じないまち交流館利用変更・取消許可書

様

指定管理者 印

年 月 日付で申請のありました、利用の（変更・取消し）について、下記のとおり許可します。

許可日	年 月 日	許可番号	
-----	-------	------	--

※変更後の内容

利用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで				
利用施設	<input type="checkbox"/> 展示スペース <input type="checkbox"/> 小会議室 <input type="checkbox"/> 和室1 <input type="checkbox"/> 和室2				
当日の責任者	電話番号				
利用目的				利用人数	
				人	
利用備品					
備考					
利用施設	単価 (円)		利用時間数		金額 (円)
	1時間	全日	時間数	日数	
展示スペース					
小会議室					
和室1					
和室2					
免除額 △					
更訂額					
利用料金 (円)	既納額	更訂額	差引額		円 領収しました。
[還付・追納]					指定管理者 印

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

富田林市立じないまち交流館備品貸出許可申請書

指定管理者 様

住所

氏名（団体の場合は名称及び代表者名）

印

電話番号

以下のとおり、備品の貸出を申請します。

備品名 (数量)	
使用目的	
使用場所	
借用日	年 月 日 () 午前・午後 時 分
返却予定日	年 月 日 () 午前・午後 時 分
備考	

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

富田林市立じないまち交流館備品貸出許可書

様

指定管理者 印

年 月 日付で申請のありました備品貸出申請について、下記のとおり貸出を許可します。

備品名 (数量)	
使用目的	
使用場所	
貸出日	年 月 日() 午前・午後 時 分
返却予定日	年 月 日() 午前・午後 時 分
備考	

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

富田林市立じないまち交流館利用料金還付請求書

指定管理者 様

住所

氏名（団体の場合は名称及び代表者名）

印

電話番号

下記のとおり、富田林市立じないまち交流館の利用料金の還付を請求します。

利用料金 納付日	年 月 日（ ）		
許可番号			
利用日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分まで		
利用施設	<input type="checkbox"/> 展示スペース <input type="checkbox"/> 小会議室 <input type="checkbox"/> 和室1 <input type="checkbox"/> 和室2		
還付請求 の理由			
還付金	割	既納額	円
		更訂額	円
		差引還付額	円
還付金 領収書	富田林市立じないまち交流館施設利用料金還付金として _____円を領収しました。 住所 氏名 印		

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

富田林市立じないまち交流館利用料金免除申請書

指定管理者 様

住所

氏名（団体の場合は名称及び代表者名）

印

電話番号

下記のとおり、富田林市立じないまち交流館の利用料金の免除を申請
します。

利用日時	年 月 日（ ）午前・午後 時から 年 月 日（ ）午前・午後 時から
利用施設	<input type="checkbox"/> 展示スペース <input type="checkbox"/> 小会議室 <input type="checkbox"/> 和室1 <input type="checkbox"/> 和室2
利用目的	
利用人数	人
当日の 責任者	電話番号
備考	

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

富田林市立じないまち交流館利用料金免除許可書

様

指定管理者 印

年 月 日付で申請のありました利用料金免除申請
について、下記のとおり利用料金の免除を許可します。

利用日時	年 月 日（ ）午前・午後 時から 年 月 日（ ）午前・午後 時から
利用施設	<input type="checkbox"/> 展示スペース <input type="checkbox"/> 小会議室 <input type="checkbox"/> 和室1 <input type="checkbox"/> 和室2
利用目的	
利用人数	人
当日の責任者	電話番号
備考	